

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置	
法令の制定又は改廃及びその経緯										
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	①立案の検討	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	法律	地理空間情報活用推進基本法	地理空間情報活用推進基本法 (○年度)	30年	2(1)①1(1)	移管	
		②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言							
		③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング							
	②法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録							2(1)①1(2)
	③他の行政機関への協議	行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答							2(1)①1(3)
	④閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料							2(1)①1(4)
	⑤国会審議	国会審議文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書							2(1)①1(5)
	⑥官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報の写し							2(1)①1(6)
⑦解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	2(1)①1(7)							
	②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	・逐条解説 ・ガイドライン ・通達 ・運用の手引								
2 政令の制定又は改廃及びその経緯	①立案の検討	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	—	—	—	30年	2(1)①3(1)	移管	
		②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言							
		③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング							
	②政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録							2(1)①3(2)
	③意見公募手続	意見公募手続文書	・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由							2(1)①3(3)
	④他の行政機関への協議	行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答							2(1)①3(4)
	⑤閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料							2(1)①3(5)
	⑥官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報の写し							2(1)①3(6)

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置					
		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書					2 (1)①3 (7)						
3	内閣官房令その他の規則（省令に準ずるものに限る。）の制定又は改廃及びその経緯	①立案の検討	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	規則	地理空間情報活用推進会議の設置について	地理空間情報活用推進会議の設置について（○年度）	30年	2 (1)①4 (1)	移管				
			②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言										
			③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング										
		②意見公募手続	意見公募手続文書	・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由								地理空間情報活用推進室の設置に関する規則	・地理空間情報活用推進室の設置に関する規則（○年度）	2 (1)①4 (2)
		③規則の制定又は改廃	内閣官房令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書	・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文										2 (1)①4 (3)
		④官報公示	官報公示に関する文書	・官報の写し										2 (1)①4 (4)
⑤解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・通達 ・運用の手引				2 (1)①4 (5)								
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯														
4	閣議の決定又は了解及びその経緯	①質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録	閣議	質問主意書	質問主意書（○年度）	30年	2 (1)①5 (3)	移管				
			②閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書	・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料										
			③答弁が記録された文書	・答弁書										
		②基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（①に掲げるものを除く。）	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示							地理空間情報活用推進基本計画	地理空間情報活用推進基本計画（○年度）	2 (1)①5 (4)	
			②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言										
			③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ										
	④行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答												
	⑤閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書	・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料												
	⑥官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報の写し												

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置						
5 関係行政機関の長で構成される会議（これに含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	関係行政機関会議	地理空間情報活用推進会議	地理空間情報活用推進会議（○年年度）	10年	2(1)①6	移管						
		②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング												
		③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答												
		④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書	・配付資料 ・議事概要・議事録												
		⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書	・決定・了解文書												
職員に関する事項															
6 職員の人事に関する事項	③職員の旅行命令に関する重要な経緯	①職員の旅行命令に関する文書	・職員の旅行命令に関する文書	旅行命令等	旅行命令	旅行命令（○年年度）	5年	2(1)①13(3)	廃棄						
		②職員の公用旅券及び外交旅券に関する文書	・公用旅券発給請求書 ・外交旅券等発給請求書		公共旅券等	公用旅券等（○年年度）				3年					
その他の事項															
7 規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)規則（告示に準ずるものに限る。）の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から6の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	—	—	—	10年	2(1)①14(1)	廃棄						
		②立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング												
		③意見公募手続文書	・規則案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由												
		④制定又は改廃のための決裁文書	・規則案												
		⑤官報公示に関する文書	・官報の写し												
		(2)規則の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から6の項まで及び(1)に掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する調査研究文書							・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	10年	2(1)①14(2)	廃棄 (但し以下については移管 ・重要な規則の制定又は改廃のための決裁文書)		
②制定又は改廃のための決裁文書	・規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案														
③官報公示に関する文書	・官報の写し														
8 予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する経緯（5の項(1)に掲げるものを除く。）	予算の成立に至る過程が記録された文書	・概算要求調書等文書	予算・決算	予算	予算（○年年度）	10年	2(1)①15(1)	廃棄						
		(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する経緯（5の項(2)に掲げるものを除く。）	①決算の提出に至る経緯が記録された文書							・予算執行計画表 ・旅費請求書 ・契約関係決裁 ・用度関係決裁 ・物品供用簿 ・物品請求書	決算	決算（○年年度）	5年	2(1)①15(2)	廃棄
			②国会における決算の審査に関する文書							・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置					
9 国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書	国会	国会審議	国会審議（第○回国会、○年年度）	10年	2(1)①21(1)	廃棄 (但し以下については移管 ・大臣の職権に関するもの ・会期ごとに形成される想定問						

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
10 文書の管理等に関する事項	文書の管理 等	①取得した文書の管理を行うための帳簿等	・文書受付簿 ・管理規則第11条第4項に規定する事項を記録した文書	文書管理等	文書受付簿	文書受付簿（〇年度）	5年	2(1)①22	廃棄
		②行政文書、保有個人情報等の点検及び監査に関する文書	・行政文書点検・監査関係文書 ・保有個人情報点検・監査関係文書		行政文書管理等	行政文書管理等（〇年度）	3年		
		③文書管理者等の指名に関する文書	・文書管理者等の指名						
11 国会の委員会からの資料要求等に関する事項	資料要求等に関する経緯（1の項から22の項までに掲げるものを除く。）	①国会の委員会からの資料要求等に関する文書	・提出資料	資料要求等	国会・委員会	国会・委員会資料要求等（〇年度）	3年	2(1)①23	廃棄
		②政党等からの資料要求等に関する文書	・提出資料		G 空間社会実装委員会	G 空間社会実装委員会（〇年度）	1年		
					その他政党等	その他政党等資料要求等（〇年度）			
12 契約に関する事項	契約に関する重要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約	契約決裁	契約決裁（〇年度）	契約が終了する日に係る特定日以後5年	2(1)①26	廃棄
13 調査又は研究に関する事項	情報の収集調査（1の項から26の項までに掲げるものを除く。）	情報の収集及び分析その他の調査の結果に関する文書	・報告資料	調査・研究	調査	調査（〇年度）	3年	2(1)①28	廃棄
					検討会等	検討会等（〇年度）			
					地理空間情報活用推進室	地理空間情報活用推進室（〇年度）			

備考

- ・ 職員の人事に関する事項について、内閣府令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- ・ 本基準にいう「軽微なもの」とは、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当しないものであって、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に当たらないものをいう。
- ・ 保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について（管理規則第7条第9項）  
第7条（略）  
9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。  
(1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し  
(2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等  
(3) 出版物や公表物を編集した文書  
(4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答  
(5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書  
(6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書  
(7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- ・ 保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」（平成28年9月1日総括文書管理者決定）に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。